

うづき武彦議員一般質問

余った財源で国保税引き下げを

子どもの均等割は免除すべき



9月13日、9月定例市議会一般質問で、うづき武彦議員は、国民健康保険税の負担軽減について取り上げました。

生保基準以下でも
国保税高額に

国民健康保険税は、所得に関係なく課税される均等割(一人当たり40歳未満44100円、40歳から64歳55800円)があるために、多子世帯など家族人数が多いほど負担が重くなり

ます。例えば、40歳代の夫婦と子ども2人の世帯で年収288万円の場合の国保税は約31万5千円です。この世帯の収入は、生活保護基準(家賃含む)に該当します。うづき議員は「明らかに重すぎる負担ではないか」と質しました。健康保険部長は、「条例に基づき適正に課税されている」と答弁しました。

均等割の一人1万円引き下げを

うづき議員は、「国保税を納めることで生活保護基準を下回る生活を強いられることは憲法に違反しており、重すぎる負担だ」とし

て、均等割りを一人1万円引き下げを求めました。部長は、引き下げる考えはないと答えました。

昨年度の決算は、6億8千万円を超える赤字です。一人1万円引き下げするのに必要な費用は約5億3千万円です。財源的にも十分可能です。

子どもの均等割は
全額免除すべき

未就学児の均等割りについては、来年度から半額公費負担とすることを国が決めました。うづき議員は、「学校に上がるとさらに出費も多くなり生活は苦しくなります。18歳以下すべての子どもの均等割りを全額免除すべきではないか」と質問しました。部長は免除する考えはないと答えました。

る費用は約1億1千万円で、財源的には十分に可能だ」と指摘しました。

就学援助受給児は
無条件で申請減免を

国保条例では「貧困により生活のために公私の扶助を受けたとき」は申請により減免すると定められています。うづき議員は、「少なくとも就学援助を受けている子どもについては、申請があつたら無条件に減免すべきではないか」と質しました。部長は「無条件に減免せず生活状況などを考慮して判断する」と答弁しました。

- 市立医療センター Tel735-1261(夜間毎日、土・日・祝日)内・外
- 10/3(日) 南部厚生病院(内科系)大場 20-1 Tel736-7511
- 1-28-22 Tel731-1771 原田皮膚科医院(外科系) 大倉 307-28 Tel746-7770
- 10/10(日) ふじクリニック(内科系)中央 1-8-13 Tel754-5331
- 中央 4-8-12 Tel606-3101 山崎整形外科(外科系) 牛島 1081-3 Tel760-5011

救急電話相談#7119

休日の当番医